

平成30年度 報徳保育園 自己評価

実施年月日 30年 3月

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針		a→できている b→できているが、十分でない c→できていない	
I-1-(1)	理念・基本方針が確立・周知されている	全体評価	特記
①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている	a	園たより、保護者総会資料にて記載し園内掲示等もやっている
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1)	経営状況の変化等に適切に対応している		
②	事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている	b	専門家(税理士)や職員の見意を取り入れている
③	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている	a	需要と供給のバランスを考えサービスを提供
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている		
④	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている	a	事業計画書にて明確化
⑤	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている	a	各クラス毎、指導計画等に基づき編成
I-3-(2)	事業計画が適切に策定されている		
⑥	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している	a	毎月の職員会議において確認、見直しを全員で行っている
⑦	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している	a	事業計画書は保護者等に閲覧できる場所に設置
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている		
⑧	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している	a	定められた評価基準に基づき、年1回自己評価を行っている
⑨	評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している	a	自己評価は個別、施設とも継続し評価・反省・見直しを行っている

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている		全体評価		特記	
⑩	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している	a		定款や規程に基づき、職務分掌を明確化している	
⑪	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている	a		定款及び規程において管理	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている					
⑫	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している	a		専門分野リーダーを配置、年度末に研究発表を行いサービスの質を向上させた	
⑬	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している	a		月一度の税理士によるチェックを基に、経営上の具体的なアドバイスを得るICTシステムを導入し、業務効率化を図る	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている					
⑭	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている	a		職員体制、人材育成に関してキャリアアップにおいて明確化した	
⑮	総合的な人事管理が行われている	a		キャリアアップ構築に伴い、職員給与、処遇の改善を図った	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている					
⑯	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる	a		余裕保育士を配置し、年休休暇取得を積極的に奨励し取得しやすい体制を整えた	

11-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている	全体評価	特記
⑰	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている	a	毎年自己評価を行い反省と評価を基に平成30年度職員研修計画を作成
⑱	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている	a	職員研修計画を基に職階を明確化し園内、法人内にて開催
⑲	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている	a	均等に研修を割り当て専門性に応じた研修への参加を促した
11-2-(4)	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている		
⑳	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている	a	受入れを積極的に行い、マニュアル等も整備している
11-3 運営の透明性の確保			
11-3-(1)	運営の透明性の確保をするための取組が行われている		
㉑	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている	a	ホームページ等を通して事業報告や保育運営を開示している
㉒	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている	a	財務諸表等を開示している
11-4 地域との交流、地域貢献			
11-4-(1)	地域との関係が適切に確保されている		
㉓	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている	b	施設等訪問や地域行事に積極的に参画していく
㉔	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	a	近隣中学生の職場体験等を積極的に行っている
11-4-(2)	関係機関との連携が確保されている		
㉕	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている	b	必要に応じて関係機関等との連携を図っていく
11-4-(3)	地域の福祉向上のための取組を行っている		
㉖	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している	b	子育て支援の一環として園庭開放等の施設開放を積極的に行う
㉗	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている	a	子育て応援デイや子育て相談等を実施している

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1)	利用者を尊重する姿勢が明示されている	全体評価	特記
㉘	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている	a	重要事項説明書を用い一人一人に十分に共通理解してもらい、確認書をとっている
㉙	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている	a	ホームページへの掲示に伴い、プライバシーポリシーを整備、保護者等の同意書をとっている
III-1-(2)	福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている		
㉚	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している	a	パンフレットやホームページを作成し保護者や地域に情報を発信している
㉛	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している	b	入園のしおり等を通して、園の細かい決まりや保育内容等の説明を行った
㉜	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている	a	変更等がある場合は重要事項説明書にて説明、署名押印での同意を得た
III-1-(3)	利用者満足の向上に努めている		
㉝	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている	a	保護者向けアンケートを実施、成果、改善を図った
III-1-(4)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている		
㉞	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している	a	関係機関との連携を図った
㉟	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している	a	懇談会や保護者アンケートを実施、開示を行っている
㊱	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している	a	ご意見に関してはニーズに応える努力をしている

III-1-(5)	安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている		
③7	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている	a	安全管理マニュアルを全職員で確認、見直しを行い、共通理解し、事故防止に努めた
③8	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている	a	感染症対応マニュアルを整備、感染症が出た場合は速やかに注意喚起し感染拡大を防いだ
③9	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にやっている	a	災害に対する安全管理マニュアルを整備、訓練・研修を定期的を実施
III-2	福祉サービスの質の確保		
III-2-(1)	提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している		
④0	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている	a	業務全体のマニュアルを定め活用している
④1	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	a	職員会議などで定期的に研修・検討をし、意見を出しあった
III-2-(2)	適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている		
④2	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している	a	児童の基本情報や日誌を専用ソフトにて管理、記録の活用を行った
④3	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている	a	個別で一人一人の記録を職員全体で共有、評価・反省を行った
III-2-(3)	福祉サービス実施の記録が適切に行われている		
④4	利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している	a	行事や委員会の会議録等を細かく記録管理し職員会議などで共通理解を図っている
④5	利用者に関する記録の管理体制が確立している	a	専用ソフトにて利用者個人情報等の管理に最善を尽くした

まとめ

改訂保育所指針及改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年度から施行され、就学前に『育ってほしい10の姿』が明示されました。新しい保育指針を理解し今後の保育を考え具体的な実践を結びつけることが重要になっています。多機能化する保育園において保護者ニーズにもこたえ保護者ととともに子どもたちの成長を支えることの大切に、全職員が指針の勉強会を重ね、また、管理者の責任としてリーダーシップを発揮し組織の運営管理、人材育成に取り組みました。地域の子育て支援に取り組み、園庭開放や地域の行事に参加し保護者や両者を尊重し、安心して安全な保育環境を整え利用者の意見をまとめられるよう全職員が一丸と待って取り組み、子どもたちの最善の利益(最高の幸せ)になるように努力をしております。